

# フランスに於ける幼児保育について(下)

白根 孝之

次にパリーの女子師範附屬幼稚園に於ける時間表を擧げてみよう。猶ほ附言しておくが、フランスは我國と共に世界で最も統一のある寧ろ劃一にすぎることも云ふべき教育制度を有する國であつて、文部大臣は時計を取出して見て、その時刻全國の各種學校で何を教へてゐるかを知ることが出来ることすら云はれてゐる。この點は當局が大綱を示すのみで、實際の教案は土地々々の特別の事情と要求とによつて各學校長に自由に制定する權利を與へたイギリス、各州によつて學制に著しい相違のあるアメリカ等と極めて明瞭な對照をなしてゐる。従つて次に示すパリ・パテエノッレの女子師範學校附屬幼稚園第四級の時間割は、大體に於て全フランスの標準を示すものが見ることが出来る。

土	金	水	火	月	
歌唱・禮朝園全					九・四一 一五
方書・語物・方讀					九・二一 一五
取書・讀朗本讀					一〇・二一 一五
圖	修	地	實	博	三〇・一一 一一
畫	身	理	物	物	
食 書					
算	算	算	算	算	二一・三〇 一〇
術	術	術	術	術	
圖	圖	圖	圖	圖	二二・三〇 一三
畫	畫	畫	畫	畫	
憩 休					
動	英	團	英	動	二四・五三 一三
物	語	體	語	物	
植	作	業	作	植	三〇・三三 一三
物	業	作	業	物	
手	手	手	手	手	三三・三三 一三
工	工	工	工	工	
お	お	お	お	お	三四・五〇 一五
話	話	話	話	話	

幼稚園を了へて小學校第一學年に進む頃には、一通りの讀み書き、加法減法乗法の簡單なものが出るやうになるさうである。

第三年級に於ける算術の一例を挙げれば「或る人が毎月家賃に五五フラン、會費に九二フラン、衣服に三二フランを支拂ひ、更に三一フランの貯金をするにすれば、この人は一月に幾らお金を儲けるのか」云々のがある。

英語はやつてゐない幼稚園が多いが、以上に挙げたバリーの女子師範附屬幼稚園では第四級に於て施してゐる。勿論簡單な初歩的のもので、教室や遊戯場内の物品の名稱、身體の機關の名稱、それに「私にバンを下さい」、「石板をお出しなさい」等といった會話である。

次に「幼稚園保姆の一日」云々の書物の一節を引用しよう。これによつて見ればその行つてゐる事柄がかなりはつきりわかるであらう。

「夏は八時、冬は九時、園の門の開かれる頃に、二歳から六歳までの子供が、家の誰か——學校に行く途次の兄弟やお母さんが一番多いが——に連れられてやつて来る。

保姆はそれ等の人々の手から幼児を受取る。子供達は辨當を入れたバスケットを自分で定められた場所に置く。そして講堂の腰掛に坐つて九時まで園長のお話を聞いて、一緒に唱歌を歌つたり、體操をする。

幼稚園は男女兒の共學である。教室でも運動場でも一緒である。(因にフランスでは小學校から原則として男女別である。地方に行くに男女兒混合の小學校があるが、都會地では男兒小學校と女兒小學校とは別々である。)

九時になるに受持の保姆は子供達を洗面所に連れて行つて、手や顔やハンカチーフや衣服を検査し、汚い子供に注意を與へ、いつもきれいな子供を褒めてやる。

歌ひ乍らめいくの教室に入り、全部揃つてからその日の作業が始まる。

時間割に従つて、二十分が教科書の朗讀、五分間唱歌、二十分間書方、十分間話方。

讀方では動かすやうに出來た文字を使用するが、又は保母が黑板に一々アルファベットの名を讀み上げ乍ら書いてゆく。十時十五分になる迄三十分の休憩を與へる、子供達は自由に遊び戯れるが、場所は制限され、保母は目を離さず監督せねばならない。

教室に歸る迄時間表に従つて、博物、地理、實物示教等が行はれる。

十一時半になる迄保母は子供達を食堂へつれて行く。

晝食を攝りに家に歸る子供はその後から續く。保母の一人は玄関まで見送つてそこに待つてゐる両親に手渡す。

食堂では保母と助手とがいろいろ世話をしやり、給食兒にはスプーンやパンを與へる。食事中は清潔に注意するやう保母からお話をしてやり、必要があれば食事を中止さして注意を與へる。十二時十五分に辨當を終る。

食後は自由に遊ばせる。

一時になれば洗面所に連れて行き、終れば唱歌を歌ひ乍ら教室に入り、讀方や算術を教へる。二時半までいろいろの作業がつゞき、あと三十分休憩さす。一週二度、その後でクラスの團體體操を行ふ。手足の簡單な運動、行進、競技等である。

休憩等は手工又はデザインの間である。折紙、切紙、貼紙等のなるべく子供達の喜びさうなものを作らせる。

四時になれば歸る子供はお迎へに迎へられて歸宅する。その他の子供は夏は七時、冬は七時まで園に留まるこゝが出来らる。

### (3) 管理

次に幼稚園の管理に關して一九二二年修正された規程を示さう。

第一條。幼稚園に入園を志願する兒童の父兄は、醫師の診斷書、其の他兒童の出生届、戸籍抄本を副へて園長まで差出

すべし。六歳以上の年齢の児童は幼稚園府縣視學(女)、又は小學視學の許可證なくしては入園を許可せられ得ず。この決定に對する再訴願は中等視學の下に提出し得。

第二條。登校、下校の時間は各幼稚園に對し市の申請に基き幼稚園視學、又は小學視學に依り定めらるゝものゝす。是等は市長の申請に基き幼稚園視學又は小學視學に依り修正爲し得るものゝす。この決定の再訴願は中等視學に提出し得。

第三條。登校したる各児童に對し保姆は自らその健康、清潔状態を檢査し、その不十分なるを認めたる場合には洗面所に行かしめむ。故に各児童にハンカチを持たしむる事を望むものなり。洗面用の手拭は各自個人別たるべし。

第四條。児童は休憩時間中歸宅せしめず保姆の監督の下に園内に止まるべし。食事は完全なる清潔状態を以て、バスケット又は袋に入れて持參すべし。すべての醗酵飲料及びコーヒー、アルコール飲料を禁じ、幼稚園は児童に飲料として煮沸湯又は百二十度に熱したる水、又は衛生的に煎じたる飲料を給すべし。

第五條。教室の出入に當り児童は自由にし得ず。列を爲し、常に一人の保姆の監督の下に引率さるべし。食事及び休憩時間の後には児童を洗面所に行かしむべし。

第六條。規定に依り定められたる時間に児童を迎へに來ざる父兄は不注意たるも故意の場合に於ても一應の注意を受くべし。児童は直接家族の手に引き渡さるべし。退園は園長の申請に依り、府縣視學又は小學視學によりてのみ發表され得。

第七條。幼稚園は絶えず清潔、保健の状態を保つべく掃除は毎日之を行ふべし。但し乾燥掃除は之を禁ず。濕りたる鉤屑及び雑巾の類を用ひて爲すべし。床に蟻引せざる場合は月一回の床洗ひを爲すべし。毎年一度教室内は漂白又は灰洗なすべし。空氣は常に新鮮たるべし。休憩時間中は窓を開放すべし。

第八條。病氣状態にある兒童は登校を禁ずその日の中に病氣となりたるものは父兄の下に送り届くべく、又危急の場合には校醫の下に送り届くべし。過勞せし兒童又は加減悪しき兒童はベットにて靜養せしむ。若し傳染病を疑はしき徴候あるときは隔離室に入らしむ。

第九條。兒童の再々の缺席の場合、園長はその理由をたゞすべし。園長又は職員(保母、看護婦)はそれ等の兒童の個別訪問を爲すべし。若し保護者團體あるときは園長はその會長に對し兒童の病氣を報告すべし。是等の會員により個別訪問を爲さるべきなればなり。

第十條。兒童をして直接家畜に接觸せしむべからず。幼稚園内には危険なき動物を完全なる清潔條件の下に飼養すべし。

第十一條。兒童に過重の記憶力を浪費せしむべからず。

第十二條。兒童に與ふる賞は次のものに限らる。——よき點、繪畫又は玩具(完全に個人的たるべし)。

第十三條。兒童に對し許されたる罰は次のものに限らる。——短時間の課業、遊戯の禁止、及び賞品の取戻し。

第十四條。幼稚園の監督は園長に委任せらる。中等視學又は知事の許可なくして園を目的の異りたる業務に用ひらるる事を一切禁ず。

第十五條。幼稚園に於ける全職員は園長の直接権限内にあるべし。開園中は如何なる事情ありとも職員は専門以外の勤務を爲すを得ず。

第十六條。公立幼稚園々長は次のものを保管すべし。

一、兒童の姓名・生年月日・診斷書・入園年月日・修了年月日・父兄又は保護者の姓名・住所・職業を記載したる帳簿。この帳簿は其他備考欄を設くべし。尙、探し易き様ABC順の索引を附し置くべし。

二、醫師の検査表一冊

三、衛生票

四、出席簿

五、校具、學用品の目録(出納表を附す)

六、着物置場に供されたる支給衣服の出納簿

是等の帳簿は視學に検査を受けその検印を受くべし。

第十七條。園長、副園長に對し父兄の贈物を禁ず。

第十八條。幼稚園に於ては學科に係なき書籍、假綴、本綴、手記たるを問はず之を採用するを許さず。

第十九條。寄附義捐等の名目によつて濫に金品の贈與を受くべからず。

#### (4) 建築及び設備

最後に幼稚園の建築並びに施設に關して發せられた一九二七年一月十五日の規程を示さう。

### 一、一般條件

第一條。幼稚園敷地は出入容易且つ安全にして、あらゆる喧噪、不健康なる建物より遠ざかり、通風よく、百メートル以上墓地より離れたる地に置かるべし。交通頻繁なる道路より出來得る限り遠隔の地に位置すべきなり。土地が濕地の場合は泄水設備を施し、衛生的にすべし。土地の表面面積は生徒一人當り約十米平方の割にて見積らるべし。但し五百米平方以下のものは之を許可せず。校舍及び附屬地は塀を廻らすべし。而してその塀は出來得る限り透しを入れるべし。

第二條。建物の配置は保健條件を念頭に置き、土地の氣候に従ひ方位土地の形状、隣接建物との距離の點より定めらるべし。

第三條。幼稚園が他の學校舎の一部なるときは、頻繁なる休憩時間の噪音が他の學校の教師、生徒の障礙となりざるべく遊戯場の位置を定むべし。

第四條。關係なき事務は幼稚園内に於て絕對に行はざるべし。

第五條。兒童常用の場所は大なる障礙なき限り一階たるべし。この一階の高さは地面より六十糎を越す。

第六條。石壁の場合は四十五糎、煉瓦の場合は三十五糎を越す。屋根は瓦葺き、石板葺きを使用の事。但し金屬性のものを除く。

第七條。園内に飲料水の供給設備を設くべし。

## 一一、幼稚園の設備

第八條。幼稚園は次のものを設くべし。

一、父兄の控室に充つる廣大なる玄関

二、園長室

三、一個又は數個の着衣置場

四、遊戯室

五、一個又は數個の教室

六、休養室

七、清潔室

八、食堂及び賭場

九、便所

十、休憩時間遊戯場

十一、職員宿舍

尙望むらくはすべての園特に多級を有する園に於ては助手室並びに醫務室を設けらるべし。

教室

第九條。教室は遊戯室に直接するか、又は六十糎以上の幅を有する廊下又は通路によつて之に通ず。教室、廊下共に直接外部より通風採光すべし。

第十條。教室は長方形、最小限度兒童一人當り八十糎平方以上なるべし。——天井の高さは他の校内の室と同様四米、幅は最大限度八米までとす。一教室の坐席は五十を最大限度とす。

第十一條。天井は平滑にして蛇腹なく、壁は壁、又は壁の間の板は板、天井等の突き合せの角は半径十糎の角丸たるべし。

第十二條。教室の床は不滲透性、非腐敗性の龜裂を生ぜざる物質を以て覆はれ、コンクリートの場合には表面を厚きリノリウムにて覆ひおくべし。堅木の床板は成るべく瀝青をもつて固着せしむべし。樅材、松材を使用する地方に於ては、幅狭き板をなし煮沸亞麻油を塗布すべし。地下室上に建てられざる室の床は、プラットフォーム又は不滲透性の物質の層の



上に建てらるべし。窓際に床を水平に小さき開閉の排水口を取り付くるべし。

第十三條。すべての内壁の下部は洗滌に耐ふる塗料を塗布すべし、掛圖、黑板なき場所の床上一米より一米二十糎以上の壁面に、出來得る限り陶器又は之に類似せる物質の明色のもの又はクリ形なき板張等を用ふ。陶器製の窓の下の壁の上部は窓枠に掛くる鉤を具へし木製の部分で仕切らるべし。

第十四條。壁に沿ひ丈低き本棚及び各自の戸棚を設け且つ角々には突出せる、又は断面なる押入れを作るべし。壁の一部は黑板にて覆はる。一は保姆用にて他は生徒用なり。尙生徒用のものは一米以上を超えざるべし。

第十五條。戸は一枚扉のものを選びて幅九十糎す。戸口は教室より直接外部に開くものは之を禁す。

第十六條。天井よりの採光を主要採光に充つるを禁す。窓は長方形とし、窓口は出來得る限り廣く、且つ多數すべし。窓の上框は天井の直接下に窓口を最大限度に開くべし、窓敷は床上五十糎以上上部す、兒童をして外界の眺望をより廣く得さしむる便あり。但し安全設備は萬全を期すべし。あらゆる窓、二重窓及び欄干は開放すべし。

第十七條。人工照明は出來得る限り電燈す。その装置は常に幼兒の視力を疲勞せしめざる様施すべし。故に天井に反射せる散光手段を採用するをよしす。

第十八條。教室及び全校内の暖房装置は定壓蒸氣暖房器により安全を期すべし。但し、暖房集散中心なきときは、各室に蒸發表面を有する水槽を備へたるストーヴを設置すべし。是等ストーヴは二重の金屬性物質又は土燒の覆ひをかくべし。鐵の柵にてかこみ、竈なきものす。融解性物質のストーヴは之を禁す。出來得る限り完全なる装置の採用に特に意を用ふべし。

一、全校通風採光共に宜しき事。

二、教室、遊戲室に於て幼児の足の保温十分なる事。

三、着物置場——濡めりし衣服を乾し得る事。

四、洗面所——入浴、濯水浴の温湯を供給し得ること。

第十九條。餘儀なく教室を二階に設くる時は、便所及び他を交渉なき洗面所を設くべし。階段は直線にて廻段なきものたるべし(間口最小一米三十五糎、踏面二十八糎乃至三十糎、蹴上最高十六糎、面取りたるべし)。手摺子の間隔は十三糎たるべし。手摺(高さ一米三十糎)の上には一米以上間隔を置きたる釘を裝置すべし。手摺は児童の手の高さの位置たるべし。

特に市内に在りて面積に制限を受けたる場合は圍を廻らし、安全を計りたる出入し易き屋上遊戲場を設くべし。

第二十條。教室内の校具は次の如し。

一、小腰掛、目透板又は穴を穿けた板より成る椅子の坐板。大きさ四種、床上二十一糎、二十三糎、二十五糎、三十糎。腰掛の背の高さにも四種あり(椅子の坐より二十五糎、三十一糎、三十七糎、四十四糎、幅、最小限度三十糎さす)。

二、机、異りたる三種あり。

A、團欒卓子、長方形、角丸、大きに四種あり、高さ四十二糎、四十四糎、四十五糎、五十二糎、長さ四十五糎(一人當り)、幅四十糎——餘り重からず十分に堅牢なるもの。一米八十糎より二米の児童四五人を以つて持ち運び可能なる程度。

B、幼兒各自の机、高さ四種あり、四十二糎、四十四糎、四十六糎、五十二糎。

C、橢圓形卓子、長徑二米、短徑五十八糎、明色塗料塗又はワニス塗。完全水平なるもの。固定的ならざるもの。

### 三、事務用抽出附テール及び保姆用腰掛。

#### 休養室

第二十一條。休養室は教室に他の室を介して通すべき事、硝子張の仕切を以て他の室と隔つる事(監視容易なるが爲なり)此の室は東向をよしとす。四季温度の平均を保ち且つ午後の晝寢の枕元より蠅の侵入を避け得ればなり。室内に一ヶ所硝子張の隔離個所を設け、疑しき兆候を認めたる場合に充つ。

第二十二條。休養室は左の休養具を備ふべし。

子供用組立晝寢寢臺、X型の脚の上にゴム引の布を布きたるもの。折疊寢臺。安樂椅子。椅子の高さは床上五糎以下なる事。その數は下級兒童十人に對して一個以上たる事。——絲網又は粗い篩用布の簾は蠅除けとなるべし。

#### 着物置場

第二十三條。教室内には着物置場を絶対に設けざる事。

記名全員五十名以上の時は特に一室を設くるを可とす。能ふれば一級一室宛とすべし。餘儀なき場合は廊下に十分な廣さ十分な通風あらばその場所に設くる事を得。

第二十四條。外套掛けは固定せられたる兒童に手頃なるものを用ふるを可とす。各鉤の距離は三十糎以上たるべき事、若し壁に取り付けたる場合は出來得る限り目透板の仕切りにて各兒童の衣服が互に接觸せざる様なすべし。

各仕切の間に帽子入れを作り、一米以上に目透又は金網の棚を設くべし。靴箱は上靴を學校に保存すべく設置すべし。傘置場も同様設くべし。

#### 醫務室

第二十五條。出入便利なる廣範圍に互る照明裝置を有する通風採光暖房共に宜しき一室を校醫の診察所に充つべし。

内面壁、床、器具、すべて洗滌可能のものなる事。設備としては——鍵付の戸棚、一個藥品及び健康票の戸棚、身長計、醫師用體重秤、其の他測定器具。机一個、椅子若干。

#### 清潔設備

第二十六條。先づ洗面所は衛生室をあらゆる室より最も出入便利なる場所に定むべし。水栓の數は六人より十人に對し一個以上の割たるべし。

第二十七條。採用すべき裝置は維持し易きものたるべし。但し出來得る限り外側に導管を有するもの。但し之は餘り精巧なる裝置に非ず。幼児童には活栓を避くべし。引水は保姆の扱ふべき把手一個により全部處理さるべし。受容器の縁の高さは五十糎以下とし水栓は僅か高く約十糎の高さより灌ぐべし。

第二十八條。溫湯、冷水共に隨時供給せらるゝものを最も可ます。

第二十九條。干物掛けは移動性の銅、ニッケル、眞鍮、又は木製の鉤を具へたる各距離を二十糎、一人一個宛可ます。

第三十條。床、壁は不滲透性物質なる事、角丸たるコンクリート張りをよします。

第三十一條。室内には洗面所を備へ暖房ミ通風採光を特に留意すべし。室内は直接外部よりの採光をよします。

第三十二條。其他入浴室にも衛生設備は適當に施さるべし。但し水栓の數は非常に頻繁なる幼児童の入浴に足るべき且つ高さは兒童に比例する事。

第三十三條。脱衣場、飛沫のかゝらざる様且つ衣服が他の衣服に接觸せざる様設くべし。

#### 賄所及び食堂

第三十四條。賄所は直接外部よりの日光、空氣を採り入るべき事。

床は瓦敷、コンクリート敷、石敷たるべし。

第三十五條。園内に特別加熱装置を具へざるときは炊食用竈及びガス管は衛生設備用の温湯配給に重要なるものなるべし。

第三十六條。賄所に隣接して暖房されたる食堂を設くべし。通風採光共に宜しく器具は氣候よき時、戶外食事を爲し得る様持ち運びに便利なるものなるべし。

第四十三條。遊戯場の設備

一、數個の目透板のベンチ。腰掛の高さは約二十糎、眞直なる凭れを有すべし。

二、個定せる大槽又は小槽若干。常に清潔にて濕氣を帯びたる砂を充したるものを樹木の傍に置くべし。

第四十四條。遊戯場の一隅に天候悪しき時戶外にての遊戯可能の爲屋根付の場所を設くべし。若し柱にて屋根を支へるときはその角は丸味を帯ぶる様にすべし。

雨天遊戯場は各教室より渡廊下にて出入便利なる事。

第四十五條。木製ベンチに遊戯用器を藏ひ置く金網を張りたる棚を取り付くるべし。棚の高さ一米二十糎以下たるべし。

第四十六條。雨天遊戯場内には飲料水の給水場を設くべし。

第四十七條。バスケット入して壁に沿ひ兒童の平均身長を基準としたる一米内外に食事前掛を掛け得る装置を施したる目透板又は金網の棚を吊るべし。

第四十八條。食堂内には二種の戸棚を設くべし。一は食器棚にて他はすべての補給品(着更への衣服、下着等)に充つ。匙、肉叉は小型(側附用)とし、食器は一切瀬戸引きたること。食物の煮炊に用ふる器具類は同様瀬戸引たるべし。

#### 屋内外遊戯

第四十九條。遊戯場の面積は一人當り約三米平方、但し全體にて百五十米平方以上たる事。

第五十條。地面は砂敷たるべし。石敷、コンクリートは通路及び歩道以外に用ふべからず。通路及び歩道は隆起せざるものぞす。

第五十一條。土地が傾斜地たる場合、勾配は一米につき三纏以上ならざるべし。流し水は絶対に遊戯場内を開溝として流すべからず。

第五十二條。教室が影にならざる程度に、校舎配置に適當なる間隔を保つて樹木を植うるべし。

#### 便所

第五十三條。幼稚園は保母用、男兒用、女兒用を區別せられたる便所即ち男兒には小便所を設くべし。兩便所は渡廊下にて各教室、雨天遊戯場に通ずべし。

第五十四條。便所は風向が校内又は遊戯場にその瓦斯を送らざる様配置すべし。十五人に一個の割に割當て幅五十五纏、奥行八十纏ぞす。

第五十五條。坐臺は木製リユネットにて全部を覆はず。その高さ約十五纏とし些少傾斜附にすべし。孔形は凡そ二十八纏×十二纏の平なる形にし、便器にはサイフォンを装置すべし。

第五十六條。小便所も同様の割當て、各仕切り、幅三十五纏奥行二十五纏高さ七十纏なるべし。

第五十七條。兩便所の内壁及び床は不滲透性にし角はすべて角丸なすべし。迅速完全なる流水清掃に用ふる給水設備を設くべし。

第五十八條。便所の仕切の壁は通風流水に便なる爲、床上十五糎より二十糎の空隙を残すべし、その仕切の高さは七十糎以上なる事。

第五十九條。兩便所は扉を附せず、蔓草を匍はせたる桓根により又は板張の塀により各便所の縁より六十糎の所に目かくしを設くべし。この目かくしの高さは七十糎以上ならざる事。

第六十條。完全なる下水装置を施したる市町村に於ては直接汚物、使用水、共にその下水に排出するを得。

第六十一條。下水に濾過装置なき市町村に於ては個定又は移動式の壺を井戸より遠くに設置すべし。個定壺は絶対に漏水の憂無き密閉されたるものに別に通風器を設け外部よりの汲取口を備ふるべし。移動壺も通風器を具へざるべからず。

一般的様式としては最新の府縣衛生設備規定を適用せらるべし。若し淨化装置を使用する場合その運用法並びに處理條件を決定する府縣衛生會議の決議によりて許可せらるべし。

如何なる場合にも淨化装置の壺よりの流出を吸収性の水路に排出せざる事。

### 宿 舎

第六十二條。保姆の宿舍の最少數は既に前記の一八九四年法令に記載せられたる所なれど出來得る限り多數なるを可し。是等は傍より四米の地點にあるべきなり。

第六十三條。教室と宿舍を直接通ずる通路は設けざるべし。

## 三、學用品

### 教具

第六十四條。保育に用ふる物品は左の如し。

- 一、室内遊具——木製(ゴム製)動物、人形、飯事道具、砂遊び用具(漏斗、桶)、其他室内遊具。
- 二、遊戯場及び室内遊具——一輪車、四輪車、飛繩、輪廻し、バケツ、シャベル、毬、其他。
- 三、手工練習必需品——ビーズ、組紙、折紙、千代紙、毛織物、木綿(無地、色物)先端丸き鋏、編針(鉤叉)粘土、捏り粉(模型製作用)其他。

四、木片、小棒、小板、環、立方體、煉炭、炭團、その他。

五、繪畫。

六、石板、石算。

七、紙、鉛筆、色鉛筆。

八、音聲調順器

九、攝氏寒暖計(平均室内溫度十五度乃至十七度)

### 衛生用品

第六十五條。衛生用品左の如し。

個人的必需品——兒童用齒ブラシ、爪ブラシ、衣服用小ブラシ、靴ブラシ、入浴、灌水浴用手拭、其他。



藥品棚、及び藥品容器。内容物左の如し。——アルコール、ランプ、漏斗、金屬性ならざる體溫計の常に防腐液に浸せしもの、缺類、安全ピン、棘抜きピンセット、ガーゼ濕布、ガーゼ繻帶、脫脂綿、布類、ゴム絆創膏、燧石、(すべて是等は金屬性の容器に塵及び汚染を避けて密閉さるべし)。

#### 學用帳簿

第六十六條。市町村よりの至急帳簿、連名簿、若しくは入園兒童記名簿、點呼名簿、若しくは出席簿、校具目録、學用品目録、監督醫師用帳簿、個人的保健表。

#### 職員用校具目録(町村の支給による保姆用器具)

以上がフランスに於ける幼稚園制度の概観であるが、既に見て來た如く、この國に於ては幼稚園は初等教育機關の一部と見られ、著しく「教育」的な點が、他國と異なる最も大きな特徴である。最近に於てはこの點に就いてフランスの内部に於ても異論が生じ、例へば「幼稚園視學協會」の如き、幼稚園は教授や作業の場所でなく、専ら遊戯の場所でなくてはならないとの決議報告を數年にわたつて提出してゐるが、舊い傳統の力は容易に抜くべくもない。

フランスの幼稚園制度の第二の著しい特徴は、それが極めて統一的な劃一的な點である。これは單に幼稚園のみならず教育の全制度に通じるフランスの特徴であるが、従つて又保育の内容、設備、管理等に就いて、文部當局がこれほかに明細な規程を設けてゐる國も少い。

最後に、この紹介文を草するについて直接参照した文獻は、

- 1) Organisation pédagogique et Programmes des Ecoles maternelles et des Classes enfantines. (Livrerie vubert. 1932).
- 2) Public Primary School System of France. (Columbia University. 1910).
- 3) Oct, Gréard, Education et Instruction.